## 令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2 3							府省	庁 名		経済産業省
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	地方消費稅	)
要望 項目名		脱	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の措置								
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」という。)の設立に伴い、法人住民税、事業税、事業所 税及び地方消費税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。									
		(	〇事業税 〇事業所	民税((法人利 (地方税法第 税(法人税法	72 条の! 別表第二	人税法別表二の 5第1項による の公益法人等と )と連動した要	非課税措置を こして非課税	適用)		を適用)	
関係	条文	£				主民税(法人税害 第6号、別表第		∞5第1項	頁(事業科	党)、第 701 :	条の34第2項
減 見返		_	初年度] 改正増減 <sup>。</sup>	ルグログログ (1975年) (1975	( _	- ) [픽	年度]	— (	_	)(単位	: 百万円)
要望	理由	す		試課金等の徴 より、2050 年							構を新たに設立 済成長の同時実
		るし 決機 課運排両 民法を支	中で令定構具金営出制ま間(克援でい和)の体やや量度た金ブ服とのないに、融レす金で、はないないではない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	でグロ 2050 が国に月脱め、年等度る分でッめ法 リも、G K L L 大大でッカス リーも、 R S K L L 大大でッカス リー・公共でする リー・公提 リー・公提 リー・公提 リー・の後 リー・公提 リー・の後 リー・の リー・の リー・の リー・の は リー・の と リー・の と リー・の リー・の と リー・の と リー・の と リー・の と リー・の と リー・の と リー・の と リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の と リー・の リー・の リー・の リー・の リー・の リー・の リー・の リー・の	年10行経型向プ電(対理はをナ関るカ年会済カイ門行るび大りス民向一間議構一シに投賦徴規切)間で	ボンニュートラルで 150 兆 150 兆 といまといまといまといまといまといまといまで、 かったい かったい ないない ないない ないない ないない ないない ないない ないない な	ル等の国際公える「G X K K K K K K K K K K K K K K K K K K	約は関のン入るドに必めでにびなりにるたンる務の地ので、は応産がたけれてするのするので、ににまないた。といってはないではないではないではない。というではないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	競學基(策ブとを一。一金ま補分を本令がとさすボー方とで助たなン、、民に金のがは、技間対、	能・経・ ・経・ ・ (令月 12   年との ・ (本) 12   年との ・ (本) 13   14   15   16   16   16   16   16   16   16	資競争が加速等 長を目10 にたい出機導 日10 にたい出機導 日10 にたいのではでいる。 日本のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学

	具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である機構が、民間金融機関等が取り切れないリスク(通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等)を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施していく。 機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律】 〇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号) (機構の目的) 第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(以下「機構」という。)は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。					
	政策の 達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超のG X 投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	期間の定めのない措置					
	同上の期間中 の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。					
	政策目標の 達成状況	令和5年6月30日 脱炭素成長型経済構造移行への円滑な移行の推進に関する法律 施行 (今後の予定) 令和6年度中 機構の設立					
有効性	要望の措置の 適用見込み	1法人(機構)					
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務、化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	(国税) ・所得税(公共法人等(所得税法別表第一)) として非課税措置を適用 ・法人税(公益法人等(法人税法別表第二)) として非課税措置を適用 ・消費税(消費税法別表第三に掲げる法人) として課税の特例措置を適用 ・印紙税(印紙税法別表第三に掲げる者) として非課税措置を適用 ・登録免許税(登録免許税法別表第三に掲げる者) として非課税措置を適用					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和6年度予算要求					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。					
	要望の措置の 妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。					

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	_